

## 川崎市市民文化大使選考委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は川崎市市民文化大使設置要綱（15川市文第49号平成15年4月28日施行）第4条の規定に基づき、川崎市市民文化大使選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 選考委員会は必要に応じ設置し、委員長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長は、市民文化局担当副市長を、副委員長には市民文化局長をもって充てる。

### (選考委員会の運営)

第3条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の代理出席を妨げない。

4 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (事務局)

第4条 選考委員会の事務は、市民文化局市民文化振興室が処理する。

### (その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、この要綱に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この要綱は平成15年4月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成19年6月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成29年7月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

### 別表(第2条関係)

副市長（市民文化局担当）
総務企画局長
市民文化局長
総務企画局秘書部長
総務企画局シティプロモーション推進室長
総務企画局都市政策部長
市民文化局市民スポーツ室長
市民文化局市民文化振興室長
教育委員会生涯学習部長